

(否 決)

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうか、選べるようにする「選択的夫婦別姓制度」の導入について、認めてよいと考える人が増えています。

2021年に公表されたNHKの調査によれば、「同じ名字か、別の名字か、選べるようにするべきだ」と考える人は56.9%に上り、2015年の調査より11ポイント増え、過半数を占めました。その理由を尋ねると、「個人の意志を尊重すべきだから」が56.8%、「女性が名字を変えるケースが多く、不平等だから」は17.5%となりました。

社会経済情勢の変化に伴い国民の意識や価値観は確実に変化しています。

政府答弁によれば法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから28年、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は2015年12月の判決に続き2021年6月の決定で、夫婦同氏を定めた民法等の規定を合憲とする一方で、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである」とも指摘し、「この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」としました。最高裁が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければなりません。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務です。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を導入するための民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月4日

青 森 県 議 会

(第320回定例会・発議第1号・田名部定男外6名提出)

(否 決)

年収 130 万円を超えて働く場合の手取り減を給付で埋める  
制度の創設を求める意見書

税金や社会保険料の負担が発生する「年収の壁」には様々な種類がありますが、社会保険料の場合は、基準を超える前と比べて手取りが大きく減ります。そのため、「壁」というよりも「働き控え」を招く「崖」と言えます。そのうち「106 万円の崖」は、それを越えると厚生年金・健康保険の保険料負担で手取りが減るものの、事業主負担があるため、本人の負担は相対的に低くなることに加え、将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがあります。一方で、「130 万円の崖」を越えて支払う国民年金・国民健康保険の保険料は、事業主負担がないため、本人の負担が相対的に大きいことに加え、保険料を支払っても将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがありません。そのため、「年収の壁」の中で「130 万円」が最も深刻なものです。

政府は一時的に年収が 130 万円以上となる場合に、一時的な収入変動である旨の事業主の証明で迅速な被扶養者認定を可能とする対策を行っていますが、弥縫策に過ぎません。「130 万円の崖」の深刻さを踏まえれば、新たな制度で対応することが必要です。

よって、政府に対し、「130 万円の崖」で働き控えをしている人が「崖」を感じずに働けるようにするため、以下の事項を速やかに実行するよう強く求めます。

記

- 1 配偶者の扶養家族である人が年収 130 万円を超えて働く場合の手取り収入の減少を埋めるための給付金を支給する制度を創設すること。
- 2 当該制度は、年収が 130 万円を上回って 200 万円に達するまでの間、年収の増加に伴って徐々に金額を減らしながら給付金を支給する設計とすること。
- 3 当該制度は、第 3 号被保険者制度の見直しや厚生年金・健康保険の更なる適用拡大等の抜本的改革を行うまでの当分の間の措置とし、抜本的改革にも取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

青 森 県 議 会

(第 3 2 0 回定例会・発議第 2 号・田名部定男外 6 名提出)

(否 決)

## 所得税法 56 条の廃止を求める意見書

青森県の企業規模は 99.9%が中小企業であり、従業員 5 人未満が 55.6%を占めていることから中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、平成 19 年 12 月に「青森県中小企業振興基本条例」を制定しております。その地域経済の担い手である中小零細業者（自営業者）の多くは家族従業員によって支えられています。

しかし、家族従業員の「働き分」は、所得税法 56 条によって必要経費として認められず、配偶者は年間 86 万円、家族は 50 万円が控除されるのみです。働いても最低賃金にもならないことから、低所得、低い年金など劣悪な社会保障の要因や後継者不足にもつながっており、地域経済振興の妨げにもなっています。

家族従業員の働き分を経費としない法制度は、わが国独自のものであり、国際的にも問題が指摘されています。2016 年に国連女性差別撤廃委員会では日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直し」を勧告しています。また 2017 年日本弁護士会連合会からは「家族従業員としての労働を正當に評価し、家族従業員に対する支払い給与についても他人を雇用したと同様の経費に算入することを原則とすべき」との意見書が提出されています。

人道上及び地域経済を振興させていくためにも「所得税法 56 条」を廃止するよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 4 日

青 森 県 議 会

(第 320 回定例会・発議第 3 号・安藤晴美外 3 名提出)

(可 決)

松くい虫被害及びナラ枯れ被害に万全の対策を求める意見書

本県では、深浦町で平成23年に松くい虫被害が、また、平成22年にはナラ枯れ被害が初めて確認され、県はこれまで被害拡大防止に向け、被害木の早期発見と伐倒、駆除の徹底等、各種対策を講じてきたところである。

松くい虫被害については、令和3年には民有林・国有林合わせて149本だったものが、年を追うごとに増加し、令和5年には242本と令和3年の1.5倍以上となった。

ナラ枯れ被害については、新たに下北地域などの12市町村で被害が確認され、県内自治体の半数にあたる20市町村に被害が拡大しており、今シーズン（令和6年7月～令和7年6月）の被害木が、民有林・国有林合わせて10月時点で前年比の約2.5倍となる6万1,217本となり過去最多となった。

松くい虫被害やナラ枯れ被害によって、森林の景観が損なわれるだけでなく、森林資源の循環利用への影響や、枯損した木の倒木、防風機能、水源かん養機能など森林の有する公益的機能への影響等が懸念されている。

被害拡大の要因として、暖冬や猛暑の影響により病気を媒介する昆虫の活動が活発化したことが、一因と考えられているが、近年の気象状況からみれば、今後のさらなる被害拡大も十分予想され、予断を許さない状況にある。

よって、国においては、松くい虫被害及びナラ枯れ被害のさらなる拡大防止を図るため国有林での対策を徹底するとともに、本県に対して国庫補助事業予算を優先的に配分するなど、万全の対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月9日

青 森 県 議 会

(第320回定例会・発議第4号・田中順造外47名提出)